

水道料金・下水道等使用料及び受益者負担金について

水道料金・下水道使用料の区画制について

1

上下水道事業の料金等について

令和元年度審議会では、水道料金と併せて審議するために、令和2年度下水道使用料を1年間据置きとし、令和2年度審議会では、コロナ禍の影響等の理由からさらに1年間、水道料金・下水道等使用料を据置いた。

	H 2 9	H 3 0	H 3 1 (R 1)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
水道事業	料金等算定期間（４年）				1年 据置	料金等算定期間			
下水道事業	料金等算定期間（３年）			1年 据置					
備考	上下水道 統合			上下水道ビジョン（R2～R11）					

今年度、料金・使用料
の算定をそれぞれ行う

2

郡山市の水道料金表

2か月分・税込(2021年3月現在)

メーター口径	準備料金	水量料金
13mm	2,332円	〈一般用〉 ● 1～40m³まで 102.3円/m³ ● 40m³を超えるもの 226.6円/m³ 〈公衆浴場〉 ● 1～400m³まで 38.5円/m³ ● 400m³を超えるもの 49.5円/m³
20mm	6,314円	
25mm	10,340円	
40mm	31,680円	
50mm	46,860円	
75mm	117,040円	
100mm	200,200円	
125mm		
150mm	435,600円	
200mm	618,200円	

3

水道料金(税抜)の割合(令和元年度)

水量区分(m ³)	利用した水量の割合		準備料金 千円		水量料金 千円		負担したお金の割合		利用者の割合		料金単価
	有収水量(m ³)	割合(%)					合計千円	割合(%)	調停件数(件)	割合(%)	
1～40	21,874,746	63	1,553,626	65	2,941,227	63	4,494,853	64	628,958	73	205.4
41～	12,751,461	37	820,685	35	1,714,823	37	2,535,508	36	229,751	27	198.8
合計	34,626,207		2,374,311		4,656,050		7,030,361		858,709		

使用した水量の割合とそれを負担している料金の割合が近い。

使用水量が少ないほど、1m³当りの使用水量に対する準備料金の割合が高いため、少量使用者の方が料金単価が高くなる。

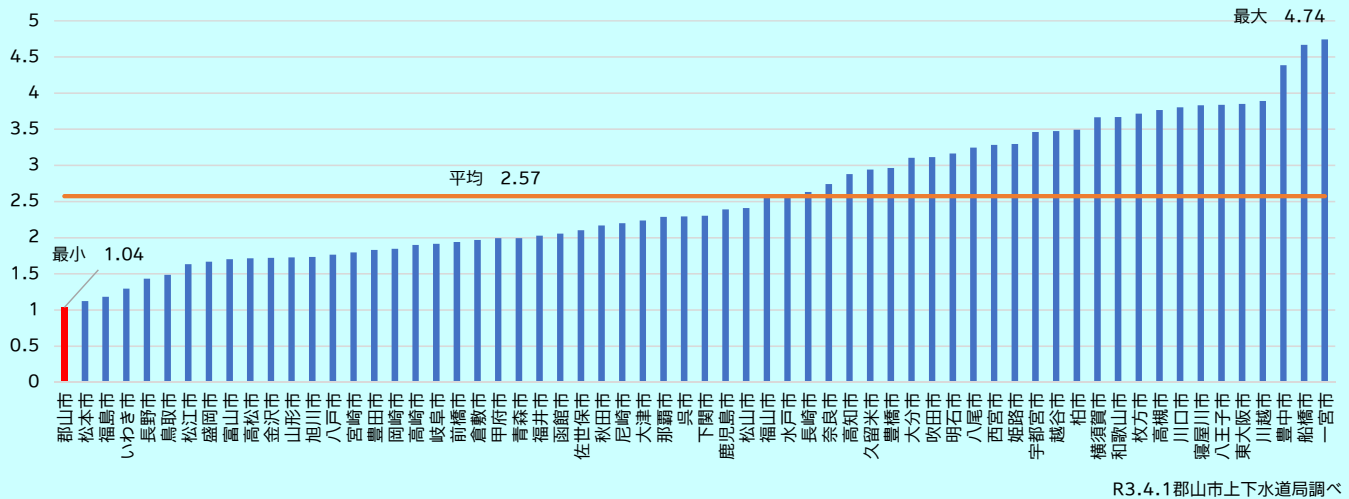
供給単価は202円

策定当時の方針

- 財政の健全化を図るため、準備料金に重点を置いて2区画制を採用

4

水道料金の逓増度 比較表(中核市)



※逓増度とは、大口需要者にどれだけより多くの負担を求めているかを図る指標。

逓増度が過度に大きいと、景気動向によって料金収入が大口利用者の利用量に左右され、経営が不安定化する。

逓増度の算出方法

$$\begin{aligned} & \text{最高単価} \div \text{【(13mmの基本料金+10m3使用時の水量料金)÷10m3】} \\ & = 226.6\text{円/m3} \div \text{【(1,166円+1,023円)÷10m3】} = 1.04 \end{aligned}$$

5

水道料金体系の(社)日本水道協会の方針

- 「口径別料金体系」及び「二部料金制」の採用 ⇒ 郡山市では採用済
- 基本水量制の廃止 ⇒ 郡山市では採用済
- 逓増度の緩和（料金単価の乖離幅を縮小）
⇒ 郡山市は1.04（中核市の中で一番低い）

水道料金制度調査会答申(H8.8会長 植草 益 東京大学経済学部教授)

逓増度の大きな料金体系を採用している事業体は、社会経済状況の変化に伴い、大口需要の減退化など大きな変動が生じる。
⇒ 経営の不安定化

郡山市の水道料金体系は、準備料金及び2区画制の採用により安定した経営基盤を築いており、水道料金制度調査会答申に沿った料金体系。

6

郡山市の下水道等使用料表

2か月分・税込(2021年3月現在)

汚水の種類	基本使用料	超過使用料	
		汚水量	1m ³ あたりの料金
一般汚水	0～20m ³ まで 2,612円	21～40m ³	176円
		41～100m ³	203円
		101～200m ³	230円
		201～400m ³	263円
		401～1,000m ³	291円
		1,001m ³ ～	318円
公衆浴場汚水	0～20m ³ まで1,892円	21m ³ ～	66円

7

下水道使用料(税抜)の割合(令和元年度)

利用した汚水の割合

負担したお金の割合

利用者の割合

水量区分 (m ³)	有収水量 (m ³)	割合 (%)	下水道使用料 千円	割合 (%)	調停件数 (件)	割合 (%)	使用料 単価(円)
0～20	2,553,928	11.54	584,586	15.02	255,122	42.71	228.9
21～40	5,860,346	26.48	749,043	19.24	195,336	32.70	127.8
41～100	7,412,302	33.50	1,086,729	27.93	134,004	22.44	146.6
101～200	872,410	3.94	149,611	3.84	6,492	1.09	171.5
201～400	875,097	3.96	171,431	4.41	3,125	0.52	195.9
401～1000	1,241,630	5.62	278,527	7.16	1,979	0.33	224.3
1001～	3,310,521	14.96	871,623	22.40	1,241	0.21	263.2
合計	22,126,234		3,891,550		597,299		

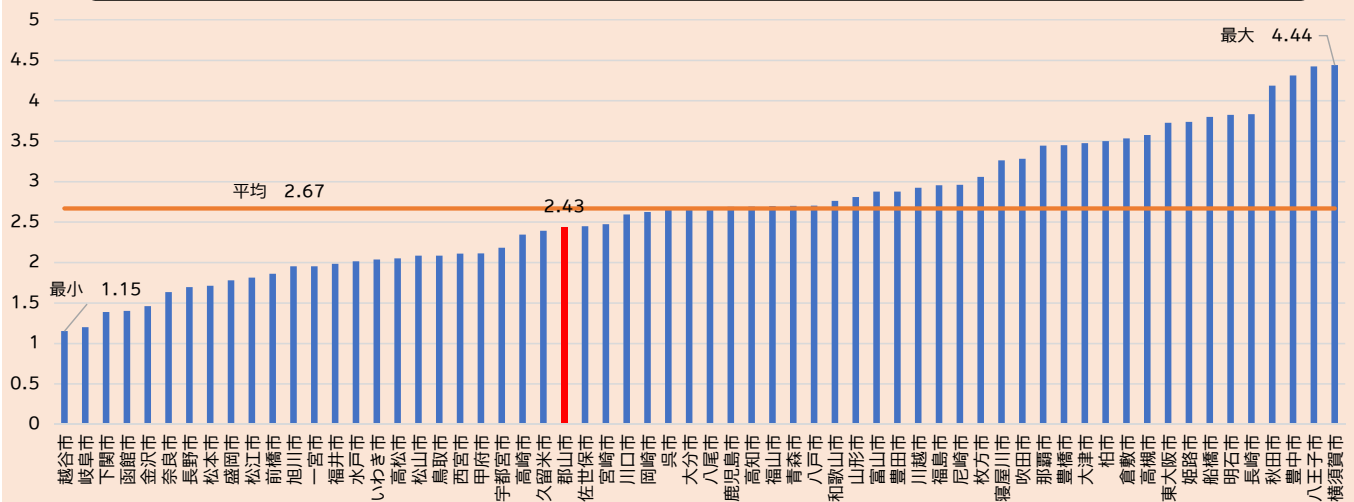
利用した汚水量の割合と負担したお金の割合の差が大きい

策定当時の方針

- 水需要の抑制と一般家庭の使用料を低廉とするため、7区画制を採用

8

下水道使用料の逓増度 比較表(中核市)



※逓増度とは、大口需要者にどれだけより多くの負担を求めているかを図る指標。

逓増度が過度に大きいと、景気動向によって使用料収入が大口利用者の利用量に左右され、経営が不安定化する。

逓増度の算出方法

最高単価 ÷ 【(基本料金+10m3使用時の使用量)÷10m3】

=318.0円/m3 ÷ 【(1,306円)÷10m3】 = 2.43

9

下水道使用料制度の国の方針

- 「二部使用料制」を原則とし、基本使用料の割合を高める ⇒ 郡山市では採用済(影響が生じないように激変緩和を講じること)
- 基本水量制の廃止 ⇒ 郡山市では未実施(準備料金の創設)
- ボリュームゾーン(※1)に分布する使用者群の使用量単価を污水处理原価(※2)に近づける
⇒ボリュームゾーン(41~100m3)の使用量単価146円と污水处理原価175円に乖離がみられる。

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について
(R2.7 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課長)

※1 ボリュームゾーンとは、利用量が最も多い価格帯のこと。

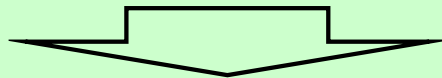
※2 郡山市の污水处理原価は、175円である。

小口使用者の負担軽減のために、一部の大口使用者に過度な負担を強い
ると、景気動向によって有収水量の多寡が大きく左右される。
⇒経営の不安定化

ボリュームゾーンへの使用量単価を污水处理原価へ近づけることは、
経営の安定化につながる。

水道料金・下水道使用料の逓増度の特徴について

水道	○ 逓増度 1.04（全国平均 2.57） ○ 大口使用者に負担を求めない経営（2区画制） ⇒ 安定的な経営基盤を確保している。
下水道	○ 逓増度 2.43（全国平均 2.67） ○ 大口使用者に負担をある程度求めている経営（7区画制） ⇒ 水道事業と比較すると、大口使用者の使用量に影響されやすい。



水道料金・下水道使用料の策定時の方針がそれぞれ違うために、逓増度に相違がみられる。
区画数の統一 ⇒ 【水道料金の区画数 増】 【下水道使用料の区画数 減】

【水道料金の区画数 増】 ⇒ 逓増度の増 ⇒ 水道料金調査会答申の内容に沿わない

【下水道使用料の区画数 減】 ⇒ 逓増度の減 ⇒ 各層の使用料単価が汚水処理原価に近づく
⇒ 国（国土交通省）の方針に沿う

水道料金・下水道使用料の体系の違いについて

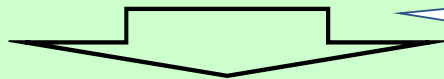
	水道料金	下水道等使用料
基本部分	準備料金 - φ13mm 2,332円 - φ25mm 10,340円 - φ50mm 46,860円 - φ100mm 200,200円 - φ150mm 435,600円 - φ20mm 6,314円 - φ40mm 31,680円 - φ75mm 117,040円 - φ120mm 200,200円 - φ200mm 618,200円	基本使用料 ～20m³ 2,612円 水道料金では、口径別料金体系を採用しており、下水道使用料では、基本使用料は一つのみ。
従量部分	水量料金 1～40m³まで 102.3円/m³ 40m³～ 226.6円/m³	超過使用料 21～40m³ 176円 41～100m³ 203円 101～200m³ 230円 201～400m³ 263円 401～1000m³ 291円 1000m³～ 318円

水道料金・下水道等使用料の体系の見直しについて

現状

○水道料金は、強固な経営基盤を築く(社)日本水道協会の方針に沿った料金体系をとっている。

○下水道使用料は、基本水量制の廃止・ボリュームゾーンへの汚水処理原価の負担等、今後課題を残している。



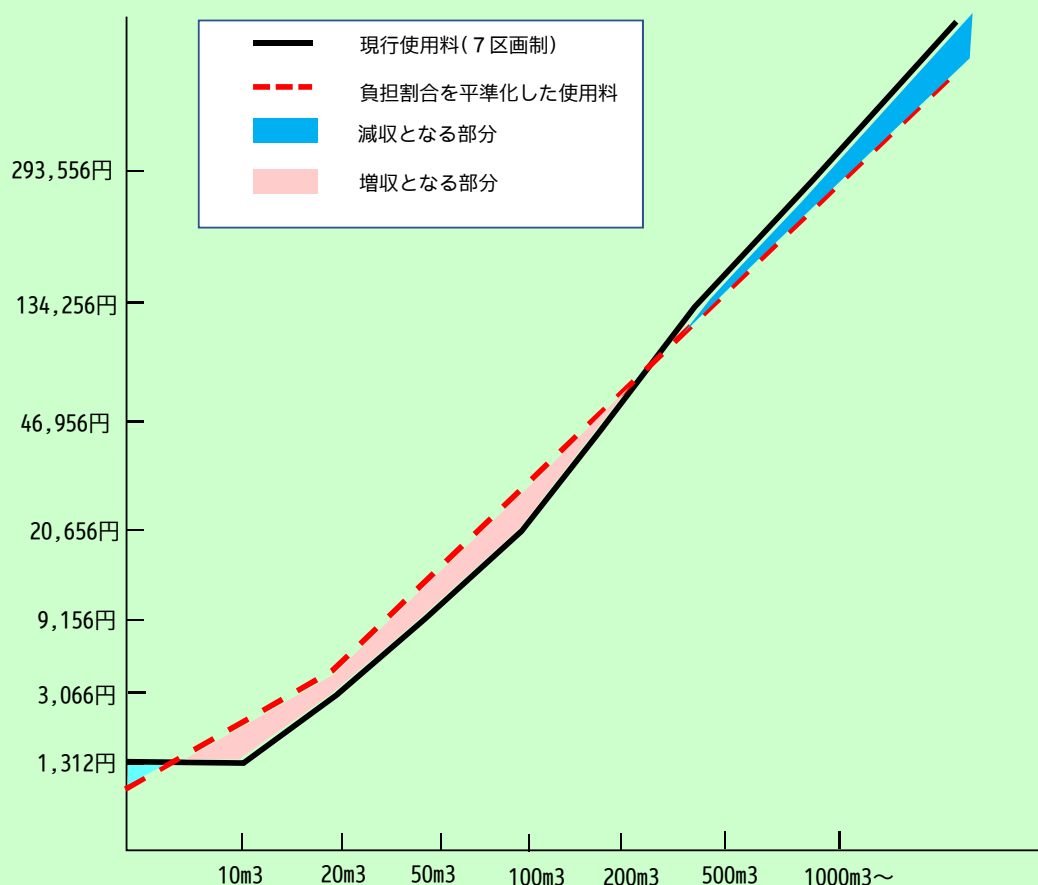
下水道使用料の課題を解消していく。

○水道料金は、現状の料金体系を維持。

○下水道使用料は、基本水量制の廃止・ボリュームゾーンへの汚水処理原価の負担割合を解消していく

13

下水道使用料の収入を維持して負担割合を平準化した場合のイメージ



14

下水道使用料の改訂に伴う問題点

料金全体の値上げをせず、左記改訂のみを行った場合、一般家庭の使用料の負担が増える。
説明理由が乏しく、小口利用者の理解が得られにくい。

改訂内容

- 基本水量の廃止
- 負担割合の是正
- 区画数の減少

小口利用者（一般家庭）
の負担増

大口利用者（法人等）
の負担減

郡山市の水道料金改訂の過去の実績

料金の改訂と区画制の改訂を同時に行うことで、増額に対する理解が得られやすい。

昭和63年 水道料金の区画制を改訂

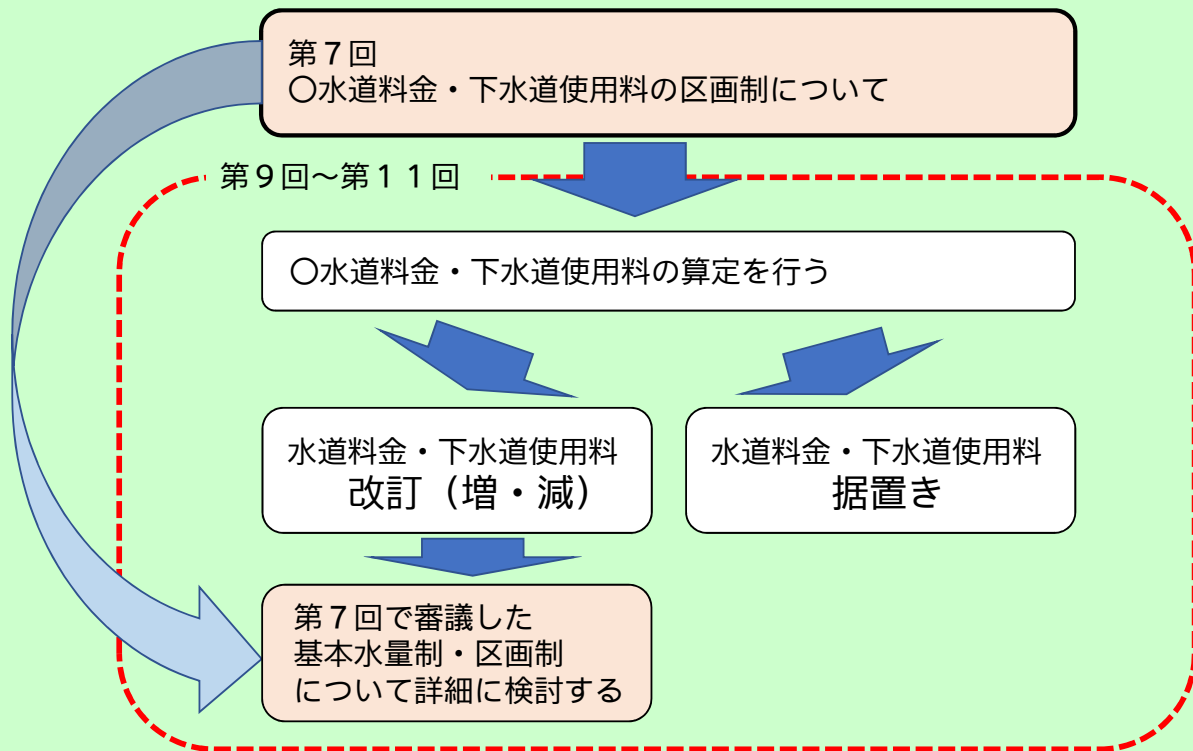
3区画制 ⇒ 2区画制

併せて料金改訂（17.78%増）

今後の方向性

下水道使用料の増減収につながる改訂の際に、基本水量制の廃止・負担割合の是正について、小口使用者の負担増の影響も考慮しつつ検討を行う。

今後の水道料金・下水道使用料の審議スケジュール



17

memo

18